

7番（小川義昭君）

今、私が質問しましたように、市内における高齢者、特に銭湯に入れないう人たちが、そういったことで民間企業の協力によって、そういった方向に行くということは、非常に市民の、特に高齢者の人たち、足のない人たちも喜ぶんじゃないかなというふうに思います。

これは、これに限らず、またいろいろな民間の企業の方々の御協力も得て、高齢者の生活の足確保、そういったことについても、しっかりと御努力願いたいというふうに思います。

続いて、学童クラブや児童館・児童センターの充実に関して質問いたします。

学童クラブとは、主に日中、保護者が家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業の施設を指しています。また、児童館は、児童福祉法第40条による児童福祉施設で、乳幼児から中・高校生まで、幅広い年齢の子供たちに健全な遊びを提供して、心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設とされています。

これらの施設は、不登校やいじめへの対応、虐待など深刻な問題の早期発見の場としても期待されるなど、家庭や学校、児童相談所と連携し、子供を支援する活動も増加しています。

遊びは、子供の人格的発達を促す上で欠かすことのできない要素であり、遊びの持つ教育効果はほかで補うことができないとさえ指摘されています。子供たちは、遊びを通して考え、決断し、行動し、責任感や自主性、社会性、創造性を身につけます。言いかえれば、昨今の教育の中でも注目されている、自立の要素が遊びの要素に含まれているのであります。遊びの施設として根づいてきた児童館は、今、子供たちが安全で健やかに活動できる地域福祉活動の拠点施設としても位置づけられ、福祉的機能を発揮するよう求められています。

本市においても、それぞれの地区において、こうした社会的・教育的な目的に沿った学童クラブや児童館などが整備され、子供たちや保護者の方に喜ばれていることは、歓迎すべきことであります。

ところが、本市においては、学童クラブや児童館がない地域が存在しています。こうした地域では、下校後の子供たちが行き場もないまうろうろしており、今ほど聞こえます、こういった雨風の日や寒い時期を思うと、私自身、やるせない気持ちになります。また、家の中に閉じこもってしまいがちだとする子供の話も聞きます。こういったことを聞くと、心が痛むことが少なくありません。

そこで、子供たちが安全で安心して健やかに活動できる居場所の確保や、子育てしやすい地域環境の整備のためにも、市全域に均等に学童クラブや児童

館・児童センターを充実させることが肝要ではないかと考えます。

これらの施設は、市内の人口の多い出城地区や旭地区などに不足しているように見受けられます。

市内の各地区における学童クラブや児童館・児童センターの設置の現状について、また、今後の設置計画についてをお伺いいたします。